

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

アイペット損害保険株式会社(以下「当社」)のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、公正で透明性の高い経営を行い、企業価値を継続的に高め企業の社会的責任を果たし、当社のすべてのステークホルダー(利害関係者)から信頼を得ることであると考えます。今後とも、コンプライアンスの徹底を図るとともに、積極的かつ迅速な情報開示による透明性・健全性の向上と効率経営を実現するための施策並びに組織体制の継続的な改善・強化に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ドリームインキュベータ	3,034,002	64.58
みずほ証券プリンシパルインベストメント株式会社	234,700	4.99
双日株式会社	234,000	4.98
株式会社フォーカス	234,000	4.98
YCP HOLDINGS LIMITED	234,000	4.98
株式会社ソウ・ツー	210,000	4.47
アイペット損害保険従業員持株会	157,040	3.34
秋元康	47,000	1.00
明治キャピタル9号投資事業組合	32,858	0.69
山村鉄平	25,000	0.53

支配株主(親会社を除く)の有無	――
-----------------	----

親会社の有無	株式会社ドリームインキュベータ(上場:東京)(コード)4310
--------	---------------------------------

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
-------------	---------

決算期	3月
-----	----

業種	保険業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
---------------------	--------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
-------------------	---------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

株式会社ドリームインキュベータは、当社の株式の64.58%を保有しており、親会社に該当しております。親会社のような支配株主との取引については、取引を行うこと自体に対する合理性(事業上の必要性)があること、及び取引条件の妥当性があること(他の取引先と同等の条件であり、個別にその条件の妥当性が確認できること)が担保され、当社の利益が損なわれる状況にないもの以外は、これを行わないことを基本方針としております。当社と支配株主との取引が発生する場合には、一般的な第三者との取引と同様の公正かつ適正な条件により行うことで少数株主の保護に努めてまいります。また、支配株主との取引が業務上発生した場合においては、当該取引が適正な職務権限のもと行われたかについて、監査役監査等を通じて確認し、適正性を確保しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

株式会社ドリームインキュベータは、当社の株式の64.58%を保有しており、親会社に該当しております。親会社との関係については、親会社の役員が当社の非常勤取締役1名として就任しておりますが、上場会社グループにおける知見の活用により、当社コーポレート・ガバナンス体制の強化を目的としたものであり、当社事業運営の決定の判断を妨げるものではありません。

その他、親会社への事前協議事項及び従業員との出向関係は無く、親会社グループとの事業上の競合も発生しておらず、当社の事業運営の独立性は保たれております。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
比護 正史	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
比護 正史	○	—	比護正史氏は、長年の弁護士としての経験を通じて培われた、企業法務に関する見識に基づき、当社の経営に対して監督機能を果たし、一般株主の利益に配慮した公平・公正な質問・提案等を行えると考えております。また取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断したことから、独立役員に指定致しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	3名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

三者間（監査部、監査役会、監査法人）で原則として四半期ごとに定例会議を開催しており、業務の計画や監査結果等について意見交換を実施し、情報連携を密に図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
星田 繁和	他の会社の出身者													
野崎 晃	弁護士													
島田 容男	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
星田 繁和	○	—	星田繁和氏は、長年の金融機関での実務経験を通じて培われた企業経営等に関する見識に基づき、監督機能を果たし、一般株主の利益に配慮した公平・公正な質問・提案等を行えると考えております。また取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断したことから、独立役員に指定致しました。
野崎 晃	○	—	野崎晃氏は、弁護士として法律に関する専門家としての見識に基づき、積極的に代表取締役と意見交換しており、一般株主の利益に配慮した質問等を行えると考えております。過去の監査役会においても、監査に係る重要事項等を抗議したこともあり、当社の経営に対して監督機能を果たせると考えております。また取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断したことから、独立役員に指定致しました。

島田 容男	○	—	島田容男氏は、公認会計士、税理士として会計・財務及び税務に関する専門家としての見識に基づき、質問、提言等を適宜行うことなどにより、監督機能を果たし、一般株主の利益に配慮した公平・公正な質問・提案等を行えると考えております。また取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断したことから、独立役員に指定致しました。
-------	---	---	--

[独立役員関係]

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入、その他
---------------------------	--------------------

該当項目に関する補足説明

ストックオプション制度の導入

本制度は、株主価値と取締役および従業員の利益を一致させることにより、取締役および従業員の業績向上や起業価値の増大、株主重視の経営意識を高めることができるといった観点から、ストックオプションを付与することとしております。その付与については、株主総会で承認された取締役報酬等の限度額内で算定しており、取締役会において、業績等に対する貢献度等の要素を総合的に勘案して決定しております。

譲渡制限付株式報酬制度の導入

本制度は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象役員」という。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として導入することといたしました。これにより、すでに付与済みのものを除き、取締役に対するストックオプション制度を廃止し、今後、取締役に対するストックオプションとしての新株予約権の新たな発行は行わないことといたします。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

当社の取締役（社外取締役を除く。）および従業員に対して、当社グループの業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として、ストックオプションを付与しております。

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上のものが存在しないため、個別報酬の開示を行っておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

— — —

[社外取締役（社外監査役）のサポート体制]

当社では、社外監査役のうち1名は常勤監査役として社内に常駐しており、管理部門を中心に、適宜該当部署・担当者に対して直接ヒアリングを行っております。また、取締役会等の重要会議体の資料についても会議開始前に連携する体制をとっております。今後も必要に応じた体制を布く予定であります。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社のコーポレート・ガバナンス態勢に係る主要な機関・機能は次のとおりであります。

①取締役会

当社の取締役会は、取締役7名(うち1名は社外取締役)で構成され、業務執行に関する重要な意思決定を決議するとともに、取締役の職務の執行を監督しております。当社の取締役会は、原則月1回定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

②経営会議

当社は、意思決定や業務執行の迅速化・効率化を図ることを目的とし、執行役員制度を導入し、取締役及び執行役員を構成員とする経営会議を設置しております。経営会議は、毎月2回以上開催し、取締役会付議事項の立案、取締役会の決定した経営の基本方針に基づく経営に関する重要事項について協議を行っております。

③監査役会

当社は、取締役会が経営の基本方針や重要な業務執行を自ら決定し、強い法的権限を有する監査役が独立した立場から取締役の職務執行を監査する態勢が、経営の効率性と健全性を確保し有効であると判断し、監査役会を設置しております。当社の監査役会は、監査役3名(全員が社外監査役)で構成されております。監査役会は、原則月1回開催し、監査に関する重要な事項についての協議・決議をしております。各監査役は、取締役会等の重要な会議に出席する他、会計監査人及び内部監査部門と相互に緊密な連携を通して、業務及び財産の状況の監査、取締役の業務執行を監督しております。

④監査部

当社は、代表取締役直轄の部署として監査部を設置し、内部監査担当者を3名配置し、内部監査を実施しております。監査部は、社内の各部門から独立した組織として客観的な立場から、法令遵守態勢等を含む内部管理態勢の適切性・有効性について検証・評価を行い、課題の改善に向けた指摘・提言を行っております。

⑤会計監査の状況

当社は、新日本有限責任監査法人を会計監査人に選任し、監査契約を締結しております。当社の監査業務を執行する社員は、佐々木浩一郎及び鴨下裕嗣であります。当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士8名、その他17名であります。継続監査年数につきましては7年を超えておりません。

⑥社外取締役及び社外監査役

当社は、経営監督機能の強化を目的として、社外取締役1名、取締役の職務執行の監視機能強化を目的として、社外監査役3名を選任しております。社外取締役比護正史氏は、弁護士としての専門的見地及び企業法務の分野における経験及び見識から、当社社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと考えております。社外監査役野崎晃氏は弁護士としての専門的見地から、島田容男氏は公認会計士としての専門的見地から、星田繁和氏は保険業及び経営全般に関する見識から、それぞれ当社社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと考えております。なお、いずれも当社との間に、人的関係、資金的関係、又は取引関係その他の利害関係はありません。当社では、社外取締役及び社外監査役を選任するにあたり、独立性に関する基準又は方針はありませんが、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考に、当社の一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、期待される職務を適切かつ十分に遂行いただける方を選任しております。また、社外取締役は取締役会に出席するほか、取締役等と意見を交換することを通じて、取締役の業務の執行を監督しております。また、社外監査役は取締役会への出席のほか、それぞれ独立の立場で監査を実施し、監査役、監査部並びに会計監査人と定期的に意見交換を重ねることで相互連携を図り、取締役の職務執行に対する監査を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役設置会社であり、その他、社外取締役の選任や経営会議の導入により適正な業務執行と迅速な意思決定を行える経営体制を構築しております。また、独立性の高い社外取締役及び社外監査役を選任することで経営に対する透明性の確保と監督機能の強化を図れると考え現状の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日前の発送を検討しております。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主にご参加頂けるよう、開催日の設定に関しては他社の集中日を避けるとともに、出席しやすい場所（ホテル・貸会議室等）を確保いたします。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットを通じた議決権の行使ができる環境整備を検討しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	現在参加しておりませんが、参加を含め今後検討いたします。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期及び通期の決算発表時において、定期的に決算説明会を開催する予定であります。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページ内にIR専門サイトを開設し、有価証券報告書等、適時開示書類、IRニュース等を速やかに発信できる体制を構築し、株主や投資家の皆様に対して積極的なディスクロージャーを実施します。	
IRに関する部署（担当者）の設置	上場後はIR活動担当事務局を設置し、法令等に基づき業績及び財務内容に関する情報を速やかに開示し、株主や投資家の皆様に信頼していただける企業を目指してまいります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社はペット保険会社として、お客さまの声へ真摯に対応し事業に反映するとともに、当社を取り巻く社会問題の解決や環境の改善に貢献することを通じて、経営理念であるペットとの共生環境の向上を目指しております。 また、CSV基本方針を定め、上記の活動が当社の利益だけではなく、ステークホルダーとの共有価値の創造に繋がるものと考え、実践しております。 当社のCSV活動の主な支援先は以下の2つです。 ① 特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパン 世界の難民や被災者の生命を守る緊急人道支援、復興・開発支援を行っている特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパン（広島県神石郡神石高原町、代表理事：大西健丞）の理念に賛同し、2014年11月より活動支援をしております。当社では、ふるさと納税制度を活用して、殺処分寸前の犬や迷い犬らの保護、譲渡に取り組む同団体の「ピースワンコ・ジャパン」プロジェクトに当社ご契約者及び当社従業員が寄付を行っております。また、新卒研修の一環として、ピースワンコ・ジャパンを訪問し、保護犬の世話をするボランティア研修を実施しております。 ② 特定非営利活動法人ワンコレクション 小学生や幼稚園児を対象に、動物愛護についての教育を行っている特定非営利活動法人ワンコレクション（東京都港区、代表理事：道舩雄一郎）の活動を支援しております。この活動は、子どもたちに命の大切さを学んでもらうとともに、子どもたちがペットに対する正しい知識を得ることを目的としております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、コンプライアンスとリスク管理を重視した経営組織体制の構築に向け、内部統制に関する基本的な考え方や取組み方針等を「内部統制システムに関する基本方針」として、取締役会で決議し制定しております。

内部統制システムに関する基本方針

当社は、会社法および会社施行規則に基づき、取締役会にて「内部統制システムに関する基本方針」を定め、以下のとおり内部統制システムを構築・運用する。

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(1) 規程等を定め、取締役会等の重要会議の議事録および関連資料ならびにその他取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理の徹底を図るものとする。

(2) 取締役および監査役は、これらの記録を常時閲覧できるものとする。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 取締役会で適切なリスク管理を行うため、「リスク管理方針」を定め、各種リスクについて常に把握できる体制を整備するものとする。

(2) 当社は、「リスク管理方針」にしたがい、リスク管理を適切に実施するための組織・体制を整備し、その責任を明確にするとともに、当社の抱えるリスクおよびリスク管理の状況を取締役に報告する。

(3) リスク管理の状況については監査部の内部監査により有効性の検証、不備是正勧告等を行うものとする。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために毎月1回以上の取締役会を開催し、また、迅速な意思決定を行うため、必要に応じ臨時取締役会または電子による取締役会を開催し、重要な決定を行うものとする。

(2) 規程等、職務権限、意思決定ルール等を定め、適正かつ効率的に職務の執行が行われる態勢を整備するものとする。

4. 取締役、執行役員および使用人（以下、「役職員」という。）の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役会および経営会議における取締役・執行役員による職務執行の状況報告を通じて、役職員の職務の執行が法令等に適合していることを確認するものとする。また、経営会議の下部機関としてコンプライアンス委員会を設置し、保険募集管理を含む法令等遵守態勢の全般的統制・管理を行うものとする。

(2) 取締役会は、法令等遵守の具体的なコンプライアンスを推進するための基本的な方針として「倫理規範」・「コンプライアンス基本方針」を定め、役職員へのコンプライアンスの徹底を図るものとする。

(3) コンプライアンス委員会においては、コンプライアンス課題への対応の具体的な実践計画としてコンプライアンス・プログラムを定めるとともに、その進捗を管理するためにコンプライアンスに関する統括部署を設置するものとする。

(4) 内部監査部門として執行部門から独立した監査部を設置し、定期的な内部監査を行うほか、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況について実査および評価を行うものとする。内部監査結果については、取締役会等への報告を行うものとする。

(5) 「アイベットヘルプライン（内部通報制度）」を設置し、法令遵守の観点より問題が生じた場合（懸念を含む。）には、公益通報者保護法に基づく通報を行うことが可能な体制を整備するものとする。

(6) 反社会的勢力とは一切の関係遮断に取り組むこととし、コンプライアンス委員会で対応体制を整備し、社内啓蒙の推進等を行うとともに、外部専門機関とも連携して毅然たる対応を行うものとする。

(7) 取締役会は、「情報セキュリティ基本方針」を定め、個人情報を含む情報資産等の管理を適切に行うための態勢を整備する。

(8) 取締役会は「利益相反管理に関する基本方針」を定め、お客さまの利益を不当に害することのないよう、利益相反のおそれのある取引を管理するための態勢を整備することとする。

5. 当社および親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社は、保険業法に基づき認可を受けた保険会社として、損害保険の公共性に鑑み、業務の健全かつ適切な運営および保険募集の公正を確保するための態勢を構築する。

(2) 親会社に対して業務の執行状況、当社の重要事項を適時報告する等により情報交換を行い、企業集団としての業務の適正確保に努めるものとする。

6. 監査役の職務を補助すべき職員に関する事項

(1) 常勤監査役がその職務を補助する職員を必要とする場合は、代表取締役に対してその配置を要請できるものとし、代表取締役は速やかに当該職員を配置するものとする。

(2) 当該職員に対する人事考課、人事異動および懲戒処分は、常勤監査役の同意を得たうえで行う。

(3) 当該職員は、その業務に関して監査役の指揮命令にのみ服し、取締役等からの指揮命令を受けないこととする。

(4) 当該職員は、その業務に関して必要な情報収集権限を有するものとする。

7. 監査役への報告に関する体制

(1) 役職員は、重大な法令・定款違反その他会社の業務または業績に与える重要な事項について、速やかに監査役に報告することとし、また、コンプライアンス、リスク管理等の状況について定期的に監査役に報告することとする。

(2) 監査役へ報告をした役職員に対し、会社は当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いをしてはならないこととする。監査役は、その事実を知った場合は、代表取締役に対して是正を要請することができる。

(3) 監査役が、取締役の職務執行に関して意見を表明し、またはその改善を勧告した場合は、当該取締役は指摘事項への対応の進捗状況を監査役に報告する。

(4) 役職員は、内部通報制度の通報内容を速やかに監査役に連絡するとともに、その運用状況を定期的に報告する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議その他の重要な会議または委員会に出席し、意見を述べるができるものとする。

(2) 監査役は、重要な会議の議事録、取締役が決裁を行った重要な稟議書類等については、いつでも閲覧することができるものとする。

(3) 役職員は、いつでも監査役の求めに応じて、業務執行に関する事項の説明を行う。代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に会合を開催するものとする。

(4) 監査役が、取締役、内部監査部門、会計監査人、およびその他監査役の職務を適切に遂行するうえで必要な者（保険計理人や役職員等）との十分な意見交換を行う機会を確保する。

(5) 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の請求をした場合は、適切に処理する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断し、被害を防止するために、「反社会的勢力等に対する基本方針」を定め、反社会的勢力に対して断固たる姿勢で臨んでおります。また、ご契約者さま等への被害を防止し、公共の信

頼および業務の適切性・健全性を確保するために「反社会的勢力等への対応に関する規程」を制定し、反社会的勢力との一切の接触を禁止しております。

反社会的勢力等対応部署は、総務部とし、総務部は、反社会的勢力との一切の関係を遮断するため、相手方が反社会的勢力等に属するものか調査するため情報、ならびに反社会的勢力等と疑われる者又は団体の情報（グレー情報）の集積を行うとともに、緊急時対応のため、全国暴力追放運動推進センター・弁護士等外部専門機関との連携体制を構築しております。

また、具体的な反社会的勢力等の排除及び防止に関する対応策については、総務部長が起案し、取締役会が決裁しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の整備に向けた取組み

当社は、金融商品取引法、同法の政省令及び貴証券取引所の定める諸規則に基づくほか、内部情報に関する管理基準及び重要事実の公表等に関する運用指針として「適時情報開示規程」を定め、これらを適切に運用することにより、適時に、迅速かつ正確な情報開示を行える社内体制の整備に努めております。また、社内情報は以下の3つに分けており、収集された情報はいずれも適時開示責任者に集められ、所要の検討・手続きを得たうえで公表すべき情報は、適時に公表されることとされております。

(1) 決定事実に関する情報

取締役会等の重要会議における付議事項は、情報取扱責任者に予め報告され、適時開示の対象となる重要事実の有無を検討できる仕組みとなっております。重要事実に該当するものがあれば、決議後直ちに開示できるよう開示担当部署である財務経理部に開示資料の作成を指示し、所定の手続きにより開示を行います。

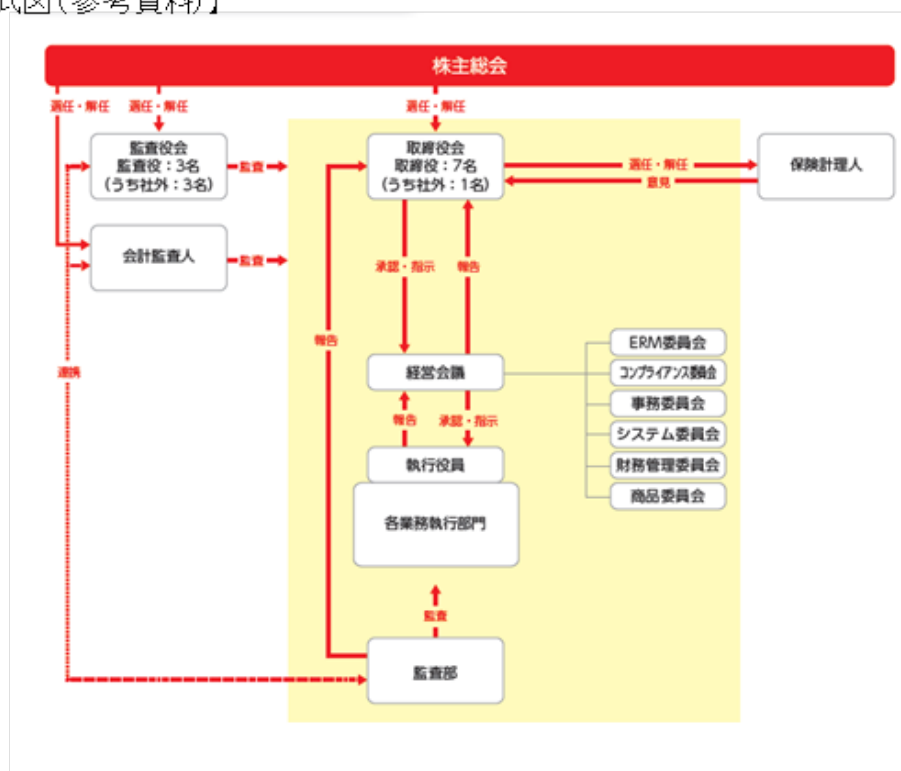
(2) 発生事実に関する情報

該当事実が発生した場合、発生事実の生じた部門から財務経理部へ報告されます。財務経理部は、開示の必要性を検討し、開示資料を作成するとともに、情報取扱責任者、代表取締役の決裁を経た後、速やかに公表できる体制とします。

(3) 決算に関する情報

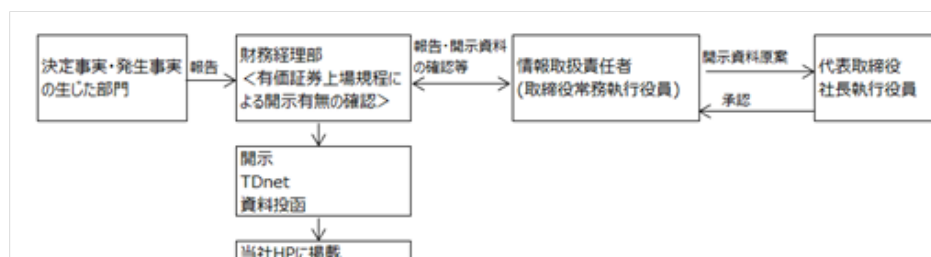
財務経理部を中心として、経営企画部や人事総務部等と共同して、決算短信等の決算開示資料を作成し、決算日後45日以内に公表できる体制の構築を目標に準備を進め、目標達成の目途が立っております。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要(模式図)】

○決定事実・発生事実に関する情報の適時開示業務フロー



○決算に関する情報の適時開示業務フロー

